

## 議案第2号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

令和元年11月28日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

### 第1 趣旨

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

### 第2 規則案の内容

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の整備をすること。（第3条及び第9条関係）

### 第3 施行期日（附則関係）

令和元年12月14日から施行すること。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となった職員</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となった職員</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>第9条 給与条例第39条第1項後段及び給与等条例第30条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる職員のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第9条 給与条例第39条第1項後段及び給与等条例第30条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる職員のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

### 2 条例改正の内容

#### (1) 趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をするものである。

#### (2) 整備法の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由とする不当な差別を防ぐため、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手続規定が整備された。

区分	対象法律	整備法における取扱い
公務員等	国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法等	原則として現行の欠格条項を単純削除
士業等	弁護士法、医師法等	原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備
法人役員等	医療法（医療法人）、信用金庫法（信用金庫）等	原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備
営業許可等（法人営業許可を含む）	貸金業法（貸金業の登録）、建設業法（建設業の許可）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理業の許可）等	原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備

#### (3) 改正の内容

##### ア 期末手当関係

期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のほか、これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは改正前の地公法第16条第1号の欠格条項に該当（成年被後見人又は被保佐人）して失職した職員等についても支給されている。

地公法改正により、職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人であることが削られたことから、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正に準じて、期末手当の支給に係る諸規定について所要の整備をするものである。

##### イ 勤勉手当関係

勤勉手当は、前述の期末手当と同様、基準日にそれぞれ在職する職員のほか、これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは改正前の地公法第16条第1号の欠格条項に該当（成年被後見人又は被保佐人）して失職した職員等についても支給されている。

地公法改正により、職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人であることが削られたことから、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、勤勉手当の支給に係る諸規定について所要の整備をするものである。

#### (4) 施行期日等（附則関係）

令和元年12月14日（地公法改正の施行期日と同日）から施行する。

### 3 規則の改正案

給与条例及び給与等条例の一部改正に伴い、所要の整備をするものである（第3条及び第9条関係）。

地公法の改正により、職員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人であることが削除されたことに伴い、給与条例等の期末手当及び勤勉手当に係る規定から、改正前の地公法第16条第1号の欠格条項に該当して失職した職員に係る規定が削除されることから、規則における当該失職に係る規定を削除するものである。

#### 【参考（人事院規則の改正状況）】

整備法の施行に伴い、「人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則」及び「給実甲第1257号（給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部改正について）」が令和元年9月14日に施行済みであること。

### 4 施行期日等

令和元年12月14日から施行すること（条例の施行日に同じ）。

### 5 その他

規則の一部改正に伴い、「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知についても、同様に所要の整備をするものである（規則の施行日に同じ）。